

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

A事業所B支店のC窓口で、副調査役（初級役席）として勤務していた昭和47年10月の標準報酬月額の記録は、12万6,000円で、その前後の同月額13万4,000円よりも低くなっている。

申立期間前後を通じて、勤務状況等に変化は無く、病欠も無かったにもかかわらず、昭和47年10月のみ標準報酬月額が下がっているのは、間違いであると思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在は、D社）B支店に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の標準報酬月額は、昭和47年10月に13万4,000円（申立期間当時の最高等級）から12万6,000円に引き下げられ、翌月の同年11月には、13万4,000円に再び引き上げられていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間は、ニクソンショックの後でE担当の副調査役として毎日業務に追われ残業続きだった。」と主張しているところ、申立期間に申立人と同様のE担当業務に従事していた同僚4人は、「申立期間はその前後を通じ大変忙しい時期で、申立人の勤務状況に変化は無く、非常に仕事熱心で毎日残業をしていたことを覚えている。申立人に関して、標準報酬月額算定の基となる報酬額が下がることはあり得ない。」旨供述している。また、D社

提出の申立人に係る在職履歴によると、申立人は、昭和 47 年 3 月 29 日から A 事業所 B 支店の副調査役として配属され、48 年 3 月 15 日に異動となるまでの期間、勤務していたことが確認できることから、申立人は、当該同僚の供述どおり、申立期間において勤務状況に変化は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ E 担当業務に従事していたとみられる同僚 6 人の標準報酬月額を見ると、いずれも申立期間において標準報酬月額が下がっておらず、申立期間において、申立人のみ標準報酬月額が下がっているのは不自然である。

加えて、A 事業所 B 支店において申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる男性の同僚 45 人について、標準報酬月額の変動状況を見ると、申立人と同様に申立期間において標準報酬月額が下がっている同僚が 4 人確認できるが、そのうちの 1 人は、申立人とは勤務形態の異なる用務員職であり、他の 3 人は、それぞれ「当時は入社したばかりで、内勤事務 (E 担当部署以外) を担当しており、標準報酬月額が下がっているのは、残業時間が少なかったためと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (13 万 4,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月3日から同年11月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月3日に、資格喪失日に係る記録を同年11月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月は9万8,000円、同年3月は9万2,000円、同年4月は9万8,000円、同年5月は9万2,000円、同年6月から同年10月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年2月まで

私は、申立期間において、A社で船舶設計業務に従事していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間のうち、昭和47年2月から同年6月までの期間について、給与明細書を保管しており、当該明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の事業主の供述から、申立人が同社で正社員として勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、「昭和47年2月から48年2月までの期間、A社において勤務していた。」と主張しているが、その勤務期間に関する記憶は曖昧である上、同社の事業主及び同僚からも申立人の勤務期間を特定できる供述は得られないところ、申立人の入社日については、申立人から提出された47年2月及び同年3月の給与明細書の本給額から判断すると、同年2月3日とすることが妥当である。

また、申立人の退職日については、住民票の住所異動記録により、申立人は、

昭和47年11月19日にB市の住民となったことが確認できるところ、このことについて、申立人は、「A社を退職後、同社の所在地であるC県から妻の実家のあるD県B市に住民票を移した。C県に住んでいた時期に、妻が出産のため会社を退職したこともあり、自分の収入のみで生活をしなければならなかったため、B市に転居する直前まで同社で勤務していた。」と主張している上、申立人から提出された同社の社内旅行の写真を見ると、申立人と事業主が一緒に写っていることが確認でき、当該写真についての申立人の主張は、事業主の「申立人が秋の社内旅行に参加していた。」との供述と符合していることを併せて判断すると、申立人は、同年11月18日まで同社で勤務していたと認められる。

さらに、A社における厚生年金保険料の控除方法について、事業主は、「申立期間当時の控除方法は、当月控除であったと思う。」と供述しているところ、申立人から提出された昭和47年2月から同年6月までの期間の給与明細書において、当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる上、事業主は、「申立人は、正社員として入社し、退職するまで船舶設計の仕事をしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月3日から同年11月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和47年2月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載された報酬額及び厚生年金保険料控除額から、同年2月は9万8,000円、同年3月は9万2,000円、同年4月は9万8,000円、同年5月は9万2,000円、同年6月は9万8,000円とすることが妥当である。

一方、昭和47年7月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等の関連資料は無いものの、申立人から提出された同年2月から同年6月までの期間の給与明細書において、同期間の報酬額の平均に基づく標準報酬月額は10万4,000円であり、当該期間の厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額9万8,000円に基づく3,100円で、毎月同額であることが確認できることから、同年7月以後も同額の保険料が控除されていたと推認できることを併せて判断すると9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、誤りを認めている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年11月19日から48年2月までの期間について、上記のとおり住民票の記録から、申立人は47年11月19日にB市の住民となっており、また、事業主及び同僚からは、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できる供述は得られなかったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和46年3月16日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、50年6月1日に、A社C所からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間も同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る「従業員情報」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に同社C所からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和48年3月17日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、50年6月1日に、同社C所からD社（現在は、B社）E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間も同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立人に係る「在籍証明書」及び「職務経歴書」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に同社C所からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和46年3月11日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、50年6月1日に、A社C所からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間も同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立人に係る「在籍証明書」及び「従業員情報」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に同社C所からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月21日から同年3月21日まで

年金記録の照会を年金事務所に行ったところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

しかしながら、昭和44年4月にA社に入社後、45年3月21日に同社C営業所に転勤するまで、申立期間においても継続して同社B工場で勤務していたので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事記録、D厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間において同社で継続して勤務し(昭和45年3月21日に同社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年2月21日となっているが、申立人に係る同社B工場におけるD厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人は同年3月21日に加入員資格を喪失していることが確認できる上、同届は複写式の届出様式であることが確認できることから、同社B工場では、申立期間当時、同基金に提出していたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年3月21日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D厚生年金基金加入員資格喪失届の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（3万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年7月1日まで

私のA事業所B支店（現在は、C社）における標準報酬月額が、昭和40年10月に2万8,000円から突然6,000円減額されて2万2,000円で決定されているのは不自然である。申立期間当時、毎年4,000円程度の昇給があったと記憶しており、前後の記録から見てもおかしいと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和40年9月に2万8,000円であったものが、申立期間において2万2,000円に一旦引き下げられ、申立期間直後の41年7月には3万6,000円に引き上げられていることが確認できる。

一方、C社から提供された人事記録によると、昭和40年4月1日付けで申立人に係る本給が2万2,500円から2万6,380円に増額となっていることが確認できる。同社人事部は、「本給が減額となっていないにもかかわらず厚生年金保険の標準報酬月額が下がることは、通常考えられない。」と回答している。

また、供述が得られたA事業所B支店における申立人の同僚のうち複数の者は、「申立人が昭和40年の上半期頃に体調不良等により休職するようなことは無かった。」旨供述しており、そのうちの一人で、申立人と同年齢で、37年4月1日に同期入社した同僚は、「申立人と私の同社B支店における評価は同じくらいだったと思っている。実際の給与額は知らないが、申立人は、当時の主流部署で勤務していたので、給与は申立人の方が良かったかもしれない。当時、

私の給与は減額されていないし、申立人の給与が減額されることも考えられない。」と供述している。

さらに、申立期間を含む昭和 37 年 10 月から 43 年 10 月までの期間における前述の申立人と同期入社と同僚の A 事業所 B 支店における標準報酬月額推移を見ると、右肩上がりで推移していることが確認でき、C 社人事部の回答及び同僚の供述等を併せて考えると、申立期間当時、申立人の同報酬月額が減額される状況はうかがえず、申立人においても、同期入社と同僚と同様な同報酬月額の推移であったと考えることが妥当である。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、訂正の時期及び理由は分からないものの、昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額の改定記録について、同報酬月額 2 万 8,000 円を表す「28」を、2 万 2,000 円を表す「22」に訂正した形跡が見られるところ、同僚 8 人に係る同原票においても訂正の形跡が見られるが、当該同僚 8 人については、全て増額して訂正されていることが確認できる。また、申立人の A 事業所 B 支店における基本給（本給）、同報酬月額の推移、同報酬月額の改定記録と同改定の基礎となったと考えられる基本給の関係、及び申立期間直後の 41 年 7 月に同報酬月額を 3 万 6,000 円とする随時改定が行われていることを併せて考えると、当該改定記録は、「30」であると考えることが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月から同年5月までの期間及び17年8月から18年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月から同年5月まで
② 平成17年8月から18年1月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について未加入であるとの回答を受けたが、納付できない。

親戚が町役場（申立期間当時）に勤務していたこともあり、20歳になってから現在に至るまで、厚生年金保険に加入していない期間は、すべて国民年金に加入し、納期に多少遅れても保険料を納付してきた。申立期間①及び②についても、勤務していた事業所を退職後、しばらくして、国民年金に関する案内が届いたので、町役場に出向き加入手続をした。何度かに分けて国民年金保険料を納付するのは面倒なので、次の就職先で給料をもらってから、足りない場合は母親にお金を借りて、一括で納付した。

申立期間①及び②に係る保険料納付額は覚えていないが、申立期間以外の国民年金加入期間と同様に、申立期間①については、平成13年8月頃に町役場の出納室で、申立期間②については、普段利用している金融機関3機関のうちのいずれかの窓口で現金で納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「勤務していた事業所を退職後、しばらくして届いた国民年金に関する案内に応じて加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対し、平成13年4月20日に第1号・第3号被保険者取得勧奨がなされた後、14年8月27日に未加入期間適用勧奨（最終勧奨）がなされていることが確認できることから、申立人は、当該時点まで国民年金の加入手続を行っていなかったもの

と考えられる上、申立期間中に加入手続が行われた形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を平成13年8月頃に一括して町役場出納室で納付したと主張しているが、同年8月の時点で、申立期間①のうち、同年2月及び同年3月の保険料については過年度保険料となり、市町村窓口で納付することはできない。

さらに、申立人に係る税務関連書類は提供が得られなかったものの、申立人の両親に係る平成13年から15年までの年末調整における給与所得者の保険料控除申告書に、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料の記載は無いなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間①と同様に勤務していた事業所を退職後、しばらくして届いた国民年金に関する案内に応じて加入手続を行い、金融機関で納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対し、平成17年10月26日に第1号・第3号被保険者取得勧奨がなされた後、19年2月23日に未加入期間適用勧奨（最終勧奨）がなされていることが確認できることから、申立人は、当該時点まで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる上、申立期間中に加入手続が行われた形跡は確認できないことから、未加入期間である申立期間②について、納付書が発行されることは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を平成18年4月頃に普段利用している金融機関3機関のうち、いずれかの窓口で納付したと主張しているところ、当該金融機関のうち、国民年金保険料の取扱履歴を保存している2機関においては、申立人が同年4月頃に国民年金保険料を納付した形跡は確認できないほか、日本年金機構A事務センターに保存されている、A社会保険事務局（当時）が所管する全金融機関から送付された領収済通知書の中にも、同年4月及びその前後の月に申立人の申立期間②に係る領収済通知書は確認できない。

さらに、申立人及び申立人の両親に係る、平成17年から20年までの確定申告書、市町村民税申告書、及び年末調整時の給与所得者の保険料控除申告書に、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料の記載は無いなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳から働き始めた勤務先が厚生年金保険に加入していないことを知って、両親の勧めもあったので、国民年金に加入した。加入手続や加入時期の具体的な記憶は無いが、年金手帳に記載されている資格取得年月日が昭和 57 年 4 月 1 日となっていることから、その頃に A 町役場で自ら加入手続を行ったのではないかと思う。保険料納付については、毎月役場の窓口に出向き、現金で納付していた記憶はあるが、納付金額等の細かいことは覚えていない。また、2、3 か月分まとめて納付したことはあるかもしれないが、半年分以上まとめて納付した記憶は無いし、金融機関の窓口で納付したことも無い。国民年金の加入時から全て納付しているはずであり、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同番号は、その前後の払出状況等から、昭和 58 年 6 月から同年 8 月までの間に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となることから、その納付方法は市町村窓口ではなく、納付書により、金融機関等の窓口からの納付となるところ、申立人は、「保険料は市町村窓口で納付し、金融機関の窓口で納付したことは無い。」としており、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続や加入時期についての記憶が曖昧であることから、加入状況が不明であり、ほかに申立期

間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳に到達した時に、父が国民年金の加入手続を行った上、保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料を納付していないこととされていることに納得できない。

年金手帳の記載を見ると、資格取得日の日付が、当初 20 歳到達日が記載されていたものを、昭和 61 年 4 月 1 日に訂正されているが、このような訂正がなされたことにも疑問がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者の資格取得状況をオンライン記録上で確認したところ、申立人は、昭和 61 年 7 月以降に同記号番号の払出しを受けていることが確認でき、申立人は申立期間当時、大学（院）生であったことから、申立期間は任意加入対象期間であり、手帳記号番号の払出時点では遡って加入することはできず、国民年金保険料を納付できない期間である上、現在確認できる国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、「申立人が 20 歳に到達した頃には、申立人を国民年金に加入させる手続きを行い、私と妻の保険料と一緒に申立人の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人は、申立期間のうち、ほとんどの期間は、A 県 B 市に居住しており、同市で住民登録を行っていることが確認できることから、C 市に居住していた申立人の父親が、同市で申立人の国民年金保険料を納付することは制度上できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人及びその父親が申立人の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持している年金手帳の資格取得日の欄に、一旦申立人が20歳に到達した日が記入された後、昭和61年4月1日に訂正されていることについては、C市の担当者が、申立人について、20歳到達時に資格を取得させるべき者と誤認した後に、同年3月まで大学（院）生であったことを知ったために資格取得日を訂正したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 11 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社に派遣労働者として登録し、平成 6 年 3 月 11 日からB社C営業部D営業所に派遣され勤務していた。

雇用保険被保険者離職票では、同保険被保険者資格の取得日は、平成 6 年 3 月 11 日となっているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年 6 月 1 日となっている。

申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成 6 年 3 月 11 日からA社において勤務（派遣就業）していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、当社は、厚生年金保険被保険者資格については、Eから東はF、西はGで、それぞれ資格取得させていた。」と回答しているところ、申立人と同じ平成 6 年 6 月 1 日に、G市に所在する同社において被保険者資格を取得している同僚で回答を得られた 6 人のうち 5 人は、いずれも同社での派遣就業開始日と資格取得日に、4 か月から 2 年 2 か月の相違がある旨の供述をしている。

また、A社は、「派遣労働者を全員社会保険に加入させるようになったのは、1990 年代の終わり頃からであり、申立期間当時は、加入していない場合もあったと思われる。」と回答しているところ、前述の供述を得られた同僚のうち 4 人は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、それぞれ、「申立期間当時、社会保険への加入は任意だった。」、「勤務期間中に、自分から厚生年金保険に加入してくれるよう相談した。」、「長期契約者でも全員が厚生年金保険に加入できるわけではなかった。」旨の供述をしている。

さらに、A社は、「通常、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致する
場合が多いと思うが、雇用保険は1年の雇用見込みがあれば加入し、厚生年金
保険は2か月と1日以上契約をしたときに加入させていたので、雇用保険と
厚生年金保険への加入日が異なっている可能性はある。」と回答している上、
前述の厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日の平成6年6月1
日である同僚6人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた3人について、
その派遣就業開始日、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ら
ると、このうち2人は、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致し
ているが、それぞれ、「私は4年4月から勤務していた。」、「私は6年1月
から勤務していた。」と供述していることから、派遣就業開始日は被保険者資
格取得日と相違している。残りの1人は、「私は同年1月10日から勤務して
いた。」と供述しており、派遣就業開始日は雇用保険被保険者の資格取得日
である同年1月19日とおおむね一致しているが、厚生年金保険被保険者の資格
取得日とは相違していることが確認できる。

これらを併せて判断すると、A社においては、必ずしも派遣就業開始時に厚
生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

加えて、A社は、「申立期間当時の関連書類は、保管期限を経過したため残
っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金
保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成3年12月まで

申立期間は、A社に勤務しており、給与は、一度上がったら下がるということは無かったにもかかわらず、「ねんきん定期便」の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和60年10月及び63年10月に28万円から24万円に、平成元年10月に28万円から26万円に、3年10月に32万円から30万円に、それぞれ下がっていることが納得できない。

平成2年分の給与所得の源泉徴収票があるので、申立期間について、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していないものの、A社から提出された昭和60年分から平成4年分までの期間の「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立期間に係る申立人の報酬月額を見ると、オンライン記録を下回る月がある一方で、申立人の主張どおり、同記録を上回る月もあることが確認できる。

しかしながら、申立期間の報酬から控除されている厚生年金保険料は、全て、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料であることが確認

できる。

また、申立人は、「A社においては、給与は一度上がったら下がることは無かったにもかかわらず、昭和60年10月、63年10月、平成元年10月及び3年10月の標準報酬月額が、当該月以前の同月額よりも低額になっている。」と主張しているが、同社から提出された昭和60年から平成4年までの期間の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書」及び前述の昭和60年から平成4年分までの期間の「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において、申立人の主張するいずれの期間の標準報酬月額も、各年の5月から7月までの3か月間の報酬額の平均に基づき、適切に定時決定されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成2年分の給与所得の源泉徴収票の記載内容は、A社から提出された同年分の「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の記載内容と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月頃から 35 年 9 月頃まで

私は、義姉がA社で勤務していたこともあって同社に入社し、約3年間、実姉と共に缶詰の箱詰め作業をしていた。

しかしながら、年金記録を確認したところ、A社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。同社にはバスに乗って通勤し、バスの定期乗車券の代金も同社から支給されていた上、入社時には健康保険被保険者証をもらった記憶もある。詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司の名前が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること、及び当時の同僚の供述内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人について詳細な記憶を有する同僚が見当たらず、申立人の勤務実態について確認できる供述が得られない。

また、申立人は、「A社では実姉と共に缶詰の箱詰め作業をしていた。缶詰の箱詰め作業をしていたのは私達だけであった。」と主張しているところ、オンライン記録上、申立人の実姉は申立期間において厚生年金保険に加入している記録が確認できない。

さらに、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳について、現在の同社の事務担当者は、「私は昭和42年頃から社会保険の事務担当者となったが、当該台帳には、社会保険事務所（当時）に書類を提出する前の段階で社会保険に加入させる対象である従業員の氏名等を記載していた。申立期間当時も同様に取り扱っていたのではないかと思う。」と回答しているところ、当

該台帳においても申立人及び申立人の実姉の氏名は記載されていない。

加えて、前述の事務担当者は、「申立期間当時の事務担当者は亡くなっており、ほかに確認できる資料も事務所を新築した際、処分して残っていないことから、申立期間当時の従業員の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 635 (事案 230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から36年9月13日まで
平成21年3月18日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けた。第三者委員会は、「事業主による代理請求の可能性を否定できない。」と理由付けしているが、私が脱退手当金を受け取ったとされる昭和37年当時のA社の経理担当者が判明し、その担当者は、そのような事実は無かったと証言しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の処理が昭和37年8月2日付けで行われ、その約3週間後の同年8月24日に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人が知人を通じて支払を受けたとする金額3万円は、退職金、労働者災害補償給付に係る休業補償給付相当分及び脱退手当金の合計に相当する金額であること、同社において脱退手当金の支給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性12人のうち、申立人を含む8人に脱退手当金が支給決定されたことが確認でき、当該8人のうち5人については6か月以内に支給決定されており、事業主による代理請求の可能性を否定できないこと、及び申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会が判断理由に付した「事業主による代理請求の可能性を否定できない。」の部分について、脱退手当金の支給決定日当時のA社の経理担当者は、代理請求を否定しているとして再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それ故、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、今回、申立人は、「脱退手当金の支給決定日当時のA社の経理担当者が事業主による代理請求を否定している。」と主張しているが、当該担当者は高齢で体調が悪く、会話ができる状態にはないことから事業主による代理請求の有無について確認することができない。

また、前述のとおり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後5年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が有る8人のうち5人が、6か月以内に支給決定されている上、申立人については、喪失日を昭和36年9月13日として、37年8月2日付けで遡って行われた厚生年金保険被保険者資格喪失届処理日の約3週間後の同年8月24日に支給決定されていること、及び脱退手当金を受給している同僚は、「脱退手当金をもらうとき、会社から脱退手当金について説明があった。申立期間当時、受給要件を満たして退職する女性社員は脱退手当金を請求していたと思う。」と供述していることから、事業主による代理請求の可能性を否定できず、脱退手当金支給に関する一連の事務処理に不自然さはうかがえないなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。